５）在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）、「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和６年３月26日付け国不建技第291号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

また、申請書及び審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記１）から５）までの基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

⑺　当該工事の技術提案にあたっては、入札説明書及び図面等を参考として、適切な提案を立案し、その内容を示した資料を提出すること。なお、資料の記載内容が適正でない（未記載を含む。）場合は競争参加資格を認めない。

⑻　本工事に経常ＪＶとして申請書及び審査資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び審査資料を提出することはできない。

⑼　申請書及び審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注の工事で、令和４年度及び令和５年度において各年度の電気設備工事（以下「当該工事種別」という。）の工事成績評定点の平均点がどちらも60点未満の場合は欠格とする。

⑾　申請書及び審査資料の提出期限の日において、低入札工事を受注したことにより、近畿地方整備局が発注する新たな工事への参入を制限されていないこと。

⑿　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。

⒀　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。詳細は入札説明書による。

⒁　入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び図書等に基づき申請書及び審査資料を作成すること（ただし、電子記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記４⑵⒝に持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び審査資料を作成した者も可とする。）。

⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札に関する事項

㋐　「技術提案」　「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」及び「生産性向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

指定テーマ

ⓐ　電力ケーブルの品質確保のための施工上の工夫とその効果

ⓑ　電力ケーブルの施工時における生産性向上に関する工夫とその効果

㋑　「賃上げ評価」従業員へ賃金引き上げ計画を表明した企業等について評価する。

㋒　「施工体制」についての評価項目は以下のとおりである。

ⓐ　施工体制確保の確実性

ⓑ　品質確保の実効性

㋓　総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案の評価による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ⓐ　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

ⓑ　上記㋐から㋒の内容が適正であること。

ⓒ　評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

⑵　提案について

㋐　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、指定テーマについての評価の配点は60点とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。

㋑　賃上げ評価については、賃上げの実施を表明すれば４点を与える。

㋒　施工体制については、「施工体制確保の確実性」及び「品質確保の実効性」について３段階で判定し、その評価に応じて、それぞれ15／５／０点の加算点を与えるものとする。

⑶　上記⑴において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑷　技術提案の履行に関する事項　受注者の責により履行義務を負う技術提案が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前３－１－41大手前合同庁舎８階　近畿地方整備局総務部契約課契約第二係　藤野麻子　電話06―6942―1141㈹

⑵　入札説明書等の交付期間及び交付方法　入札説明書等を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。交付期間は、令和７年３月25日から令和７年７月14日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前９時00分から午後６時00分まで。

ただし、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、下記ⓐから(c)によるものとし、電子記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記ⓑに持参することにより電子データにて交付するので、下記ⓑにあらかじめ申し出ること。

ⓐ　交付期間：令和７年３月25日から令和７年７月14日までの休日を除く毎日、午前９時15分から午後５時00分まで。

ⓑ　申込先及び交付場所：〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前３－１－41大手前合同庁舎８階　近畿地方整備局総務部契約課　電話06―6942―1141㈹

ⓒ　交付申込期限：令和７年７月14日正午まで。

⑶　申請書及び審査資料の提出期間、提出先及び提出方法

ⓐ　提出期間：令和７年３月26日から令和７年４月22日までの休日を除く毎日、午前９時15分から午後６時00分まで。（紙入札方式による場合は、午後４時30分まで。）ただし、提出締切最終日は正午までとする。

ⓑ　提出先：〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前３－１－41大手前合同庁舎１階　近畿地方整備局契約情報コーナー　電話06―6942―1141㈹　内線2850

ⓒ　提出方法：電子入札システムにより、提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参すること。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出先及び提出方法　令和７年５月30日から令和７年７月14日までの休日を除く毎日、午前９時15分から午後４時30分まで（最終日は「入札書」受付締切時刻である正午まで。）

ただし、利付き国債の提供の場合の期限は、令和７年７月２日午後４時30分までとする。

〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前３－１－41大手前合同庁舎８階　近畿地方整備局総務部契約課　電話06―6942―1141㈹　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑸　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

ⓐ　電子入札システムによる入札の締切は、令和７年７月14日正午。

ⓑ　書面により持参する場合は、令和７年７月14日正午までに近畿地方整備局総務部契約課に提出すること。